

資 料 提 供	
令和5年10月10日	
担当課 (担当者)	労働委員会事務局 (山根(万))
電話	0857-26-7560
当日連絡先	090-7778-2109

職場の疑問やお困りごとに！ 日曜労働相談会の開催

－ 10月29日（日） 県内東・中・西3箇所「日曜労働相談会」の開催－

「いきなり解雇されてしまった」「サービス残業をさせられている」「上司や同僚から嫌がらせやセクハラを受けている」など、労働問題にお悩みではないでしょうか。

多様化する雇用形態等を背景に、労働関係から生ずる個々の労働者と使用者との間の紛争が増加しています。

これらの紛争を未然に防止し、または早期かつ自主的な解決を促進するため、労使ネットとっとり（鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター）は、下記のとおり県内3箇所で、日曜労働相談会等を実施します。

記

1 概要

鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）と連携し、無料の日曜労働相談会を開催します。

2 日時・会場

日 時	会 場	
10月29日（日） 午前10時から午後3時まで	鳥取地区	県民ふれあい会館（鳥取市扇町21番地）
	倉吉地区	倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）
	米子地区	国際ファミリープラザ（米子市加茂町2丁目180）

※鳥根県労働委員会は、松江市内（くにびきメッセ）で同日に労働相談会を実施予定。（別紙参考資料を参照）

3 相談員

弁護士、社会保険労務士、労働委員会委員（組合役員・会社経営者など）など

4 相談方法

- ・無料・秘密厳守。面談による相談。
- ・予約制ですので、相談を希望される方は、10月25日（水）午後5時15分までに以下の問合せ先までお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、電子申請によりお申込みください。

5 問合せ先

労使ネットとっとり（鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター）

電話 0120-77-6010（鳥取県内フリーダイヤル）

HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>

<電子申請 QRコード>



6 新型コロナウイルス感染症対策

- ・発熱症状があるなど体調のすぐれない方の参加をお断りします。
- ・手指消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止となる場合があります。

【参考】

＜労使ネットとっとりについて＞

鳥取県労働委員会

個別労使紛争解決支援センター【労使ネットとっとり】



労使ネットとっとり

労使
ネット
の趣旨

労使間に話し合いのためのネット（網）をはり、紛争解決を支援します。

ロゴ
マーク
の趣旨

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

取扱
業務

- 労働問題に関する相談（募集・採用を除く）
- 個別労働関係紛争のあっせん
- 労働争議のあっせん・調整・仲裁
- 不当労働行為事件の審査
- 労働委員会委員による定期労働相談会（要予約：原則毎月第2水曜日）

利用
時間

平日 8：30～17：15
（事前予約の場合18：30まで受付）

相談ダイヤル 0120-77-6010
（ろうどう）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>